

# 平成31年度 東部保健所・国東保健部行動計画

## I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

- 健康経営事業所の取組支援や、健康づくりがしやすい環境整備を通じて、働き盛り世代の健康づくりを推進します。
- 地域の健康課題の解決に向け、市町村や関係機関と連携して対策を推進します。

## I-② 健康寿命日本一に向けた取組「地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携」

- 圏域の医療・介護連携を推進するため、広域的な調整や病院間の連携促進を推進します。
- 看護職をはじめ在宅医療を支える多職種連携強化のための研修会等を開催します。
- 在宅療養を希望する住民が、住み慣れた地域に戻り療養生活を送れるような社会システムの構築を推進します。

## II-① 健康危機管理の拠点としての機能の充実「平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実」

- 新型インフルエンザ等の発生に備え、健康危機管理連絡会議の開催等を通じて関係機関との連携を強化します。
- 大規模災害の発生に備え、平時から保健所の初動体制の見直し、指揮調整能力の向上を図るとともに、発災時の地域における健康危機管理コーディネイト体制について市町村や関係機関等との連携を強化します。
- 社会福祉施設や医療機関における感染症対策向上を目指した研修会の実施とともに、地域における感染対策連携促進のためのネットワークの強化を図ります。

## II-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実「大規模イベントにおける食品・生活衛生対策(営業施設の指導等)の推進」

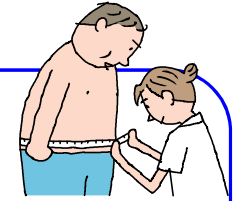
- ラグビーワールドカップ2019の開催、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、国内外から多数の関係者や旅行者の来県が見込まれることから、旅館や飲食店等の食品関係事業者に対する食中毒防止対策を強化します。
- 食物アレルギー事故を防ぐため、飲食店等に対し、正しい知識に基づいた食物アレルギーに関する情報提供を行います。
- 旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設でのレジオネラ感染症をはじめとする感染症防止対策を行います。

## III おおいたうつくし作戦の推進

- ラグビーワールドカップ2019と連動した「環境の視点からのおもてなし」を地域で考え、取組を進めていくとともに、環境教育アドバイザー派遣等による環境教育を推進していきます。
- 事業場の立入検査や浄化槽の適正管理の指導等を行い、事業場排水や生活排水の対策を推進していきます。
- 巡回監視やスカイパトロール等により産業廃棄物の適正処理を推進していきます。

## I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

### 現状と課題



- ・大分県では、「安心・活力・発展プラン2015」において、県民の生活の質の向上、持続可能な社会の構築のため、「健康寿命日本一の実現」を目標に掲げている。  
健康寿命の延伸のためには、県民自らが生活習慣病予防のための行動を実行に移すと同時に、事業所や住民組織、業界団体、健康寿命日本一おうえん企業等、地域の人材や資源等の多様な主体と協働で健康を守り、支える社会環境づくりを進める必要がある。
- ・働き盛り世代の生活習慣病発症予防や重症化進展防止を目的に、平成26年度から健康経営を切り口に、事業所支援等を通じて、職域の現状を把握し、生涯を通じた継続的な支援体制の確保に向けて関係機関との連携を進めてきた。  
さらに、平成29年度からは、地域の健康課題を切り口に、地域と職域が双方向で働き盛り世代における現状分析を行い、協働で優先的に取り組む課題を明らかにし、課題解決のための目標設定を行い、対策を推進してきた。  
その結果、健康経営事業所は、健康づくりに取り組むイメージが増し、保健所や市町村からの支援に加え、関係機関と連携した主体的な取組にも発展している。働き盛り世代が健康づくりを「自分ごと」と捉えることで、「自分ごと」から他者・他機関への波及というつながりに発展しつつある。
- ・引き続き、地域の健康課題を切り口に、働き盛り世代へのアプローチと生涯を通じた継続的な支援体制の確保のための関係機関との連携を進めていく必要がある。
- ・健康増進法の一部改正を踏まえ、望まない受動喫煙を防止するため施設類型に応じた対策が必要であり、各施設管理者が受動喫煙防止対策についての理解を深め、対策が進むよう取り組んでいく必要がある。

### 保健所が実施すべき対策

- 働き盛り世代の健康づくりの推進
  - 登録事業所への支援
    - ・健康情報の定期提供
    - ・事業所のニーズに応じた支援及びモデル事業所の支援
    - ・地域健康課題を切り口にした事業所間交流のための連絡会の開催
  - 社会環境整備に向けた関係機関との連携
    - ・「健康応援団(食の環境整備部門)」、「うま塩ヘルシーメニュー提供店」の拡大
    - ・健康アプリ「おいた歩得」の普及推進
    - ・「地域・職域連携会議」の開催
    - ・「健康寿命日本一おうえん企業」との連携促進(コラボによる事業企画等)
    - ・受動喫煙防止対策に関する普及啓発、対策の推進
- 地域の健康課題解決のための取組
  - 地域の健康課題の取組
    - (別府市)がん検診受診率向上…別府市と連携したがん検診の受診勧奨受診率向上にむけた関係機関との連携調整
    - (杵築市)歯科口腔ケア対策の推進…糖尿病重症化予防のための歯周病ケアの推進のための医科歯科連携の促進
    - (日出町)減塩の推進…事業所向けの啓発及び環境整備
    - (国東市)(姫島村)肥満対策・減塩の推進…事業所向けの啓発及び環境整備
  - 地域の健康課題解決に向けた市町村との連携、支援
    - ・保健事業連絡会等を活用した、市町村との連携、支援

### 目標指標

- 働き盛り世代の健康づくりの推進
  - 生涯健康県おいた21推進協力事業所(健康経営推進部門)登録事業所のうち、認定を受けた事業所数の増加  
東部:43事業所→46事業所(H31年度)  
国東:14事業所→16事業所(H31年度)
  - 野菜たっぷりメニューを提供する健康応援団登録店の増加  
東部:69カ所(H30年度)→80カ所(H31年度)  
国東:8カ所(H30年度)→15カ所(H31年度)
  - 健康アプリ「おいた歩得」の管内利用者数  
東部:4,821人→5,580人(H31年度)  
国東:623人→740人(H31年度)
- 地域の健康課題解決のための取組
  - 別府市  
がん検診対策推進のための連絡会等の参加機関 11機関→12機関以上
  - 杵築市  
医科-歯科双方が参加した検討会議の参加機関 17機関以上
  - 日出町  
節塩に取り組む機関 22機関→23機関以上
  - 国東市・姫島村  
肥満対策等を検討する場の設定 年12回

## I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの推進を目指した在宅医療・介護の連携」

### 現状と課題

- ・平成30年度から在宅医療は市町村施策(地域支援事業)に移行。しかし、医療特に高度急性期・急性期医療等は市町村単位で完結せず、圏域を超えた医療が提供されている。保健所には、圏域を超えた関係機関の顔の見える関係づくりの場の設定や、医療機関同士の連携促進にむけて実態を把握し調整する機能が求められている。
- ・また、関係する多職種と地域課題や目指す姿を共有し、それぞれの職種の強みを活かして、地域包括ケアシステムを推進していく必要がある。
- ・いくつかの疾病を持ち合わせていても、住み慣れた地域で可能な限り療養生活を送れるような社会システムの構築を推進していく必要がある。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 広域的な在宅医療の連携促進、病院間連携の促進
  - ・連携に係る実態の把握、課題整理  
医療データ分析  
市町村の各種会議等への参画を通じた実態把握、支援
  - ・病院間連携を促進するための連絡会等の企画運営
  - ・在宅医療等に関する医療機関と市町村の意見交換の場の設置
  - ・保健所の各職種を核とした職能団体等への発信
- 2 看護職員等の人材確保・定着に向けた資質向上、連携強化の推進
  - ・地域包括ケアシステムを構築するための関係職種による連携会議及び各種研修の開催
- 3 在宅療養を支えるための支援体制の推進
  - ・安心して在宅療養できるための体制整備に向け、協議会を核に地域の現状をふまえた検討を行い、各機関と協働・連携
  - ・各種団体等と連携した住民向けの教室等の開催

### 目標指標

- 1 (1)在宅医療・介護連携担当者連絡会の開催(2回)  
(2)医療機関地域連携室連絡会の開催(目標:参加医療機関27)  
(3)医療機関等意見交換会の開催(目標:1カ所以上)  
(4)東部圏域実務者研修の開催(1回)  
(5)所内の多職種による情報共有の場の開催(随時)  
(6)市町村の各種会議等への参加(随時)
- 2 (1)看護ネットワーク推進会議  
(別府・杵築速見・国東の各地域で年6回)  
(2)介護施設等看護職員サポート会議(東部1回50人以上、国東3回)  
(3)看護職員等相互研修(東部80人以上 国東1クール)
- 3 (1)精神障がいに対応した地域包括ケアシステム構築に向け、地域の現状をふまえ以下に取り組む  
①地域移行・地域定着支援協議会、②実務者会議、③研修会  
④精神科病院連絡会  
⑤精神科医療機関看護職交流会(参加者数の増加:15人以上)  
⑥精神保健福祉研修会(参加者数の増加:52人以上)  
(2)他機関との協働・連携による難病患者への支援  
①難病対策地域協議会(各機関の主体的な取組の共有)  
②在宅療養支援者研修会(対象機関の拡大:2機関以上)  
(3)お薬健康教室の開催(東部5回、国東2回)

## Ⅱ－① 健康危機管理の拠点としての機能の充実 「平時からの健康危機管理体制及び事案発生時の対応の充実」

### 現状と課題

・エボラ出血熱、デング熱等、鳥インフルエンザなどの新興・再興感染症対策のほか、台風、豪雨等の風水害、南海トラフ地震等の大規模地震災害等、様々な事態に備えた健康危機管理体制の整備・強化は喫緊の課題である。将来的に発生が予見される健康危機管理事案に対し、迅速かつ的確に対応するには、平時から災害時を想定した指揮調整能力の向上、関係機関との連携の強化を着実に図ることが重要である。

・感染症対策に係る研修、情報提供の継続により、医療機関や施設からの感染症に関する相談・報告は適切に行われるようになった。今後も、施設が主体となり平常時からの感染対策の充実強化が必要である。結核に関し、高齢者からの発生の増加による積極的疫学調査の困難化、発見の遅れからくる接触者検診数が増加しており、結核の発見の遅れをなくす取組が急務である。

### 保健所が実施すべき対策

- 1 新型インフルエンザや新興・再興感染症対策
  - ・関係機関との情報共有・連携体制の確認
  - ・発生を想定した各種シミュレーションの実施
- 2 大規模災害発生時の健康危機管理体制の整備強化
  - ・管内における災害医療コーディネート体制の整備
  - ・大規模災害発生時における初動体制の強化、平時からの指揮調整能力の向上
  - ・市町村や関係機関との連携強化
- 3 社会福祉施設等における集団感染防止対策
  - ・社会福祉施設(高齢者・障がい者・保育所)や医療機関における感染防止対策の徹底
  - ・感染対策地域ネットワークとの連携強化
  - ・健康危機管理情報の提供

### 目標指標

- 1 (1)健康危機管理連絡会議の開催(年1回)  
(2)新型インフルエンザ等を想定した訓練実施(年1回)  
(3)振興局と協働した鳥インフルエンザ防疫演習の実施(年1回)  
(4)関係職員に向けた防護服(PPE)着脱訓練(年2回)
- 2 (1)災害時保健医療対策会議の設置及び組織・運営等に関する関係機関との連携強化に向けた協議(年1回)  
(2)有床診療所を加えた広域災害救急医療システム(EMIS)の入力訓練(病院 実施率90% 有床診療所 実施率40%)
- 3 (1)感染症対策研修会の開催(年3回、参加機関90カ所)  
(2)感染管理認定看護師との連絡会(年2回)  
(3)感染対策地域ネットワーク連絡会の開催(年2回、参加機関60カ所)  
(4)結核研修会の開催  
医療機関対象:東部年2回/国東年1回  
高齢者施設対象:東部年1回、一般住民対象:東部年3回  
(5)医療機関立入検査時の感染対策指導の実施  
東部60カ所以上/国東10カ所  
(6)i-Fax等を活用したタイムリーな情報発信(随時)



## Ⅱ-② 健康危機管理の拠点としての機能の充実 「大規模イベントにおける食品・生活衛生対策(営業施設の指導等)の推進」

### 現状と課題

- ・ラグビーワールドカップ2019の開催、また、その後の東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴うキャンプ誘致に伴い、国内外から多数の関係者や旅行客の来県が見込まれる。それに伴い旅館や飲食店等の食品関係事業者に対する食中毒防止対策が必要である。
- ・また、食物アレルギー事故を防ぐため、飲食店等に対し、正しい知識に基づいた食物アレルギーに関する情報提供の推進が必要である。
- ・世界有数の温泉地であり、多くの来県者が入浴施設を利用することから、旅館・ホテル、公衆浴場等における衛生対策を推進していくことが必要である。

### 保健所が実施すべき対策

- ・旅館・ホテル等飲食店での食中毒防止対策  
監視指導及び講習会の実施により食中毒事故の防止を図る
- ・イベントでの食中毒防止対策  
監視指導及び講習会の実施により食中毒事故の防止を図る
- ・HACCP普及推進対策  
食の安全性確保に有効な手法であるHACCPの導入を旅館・ホテルその他飲食店に広め自主衛生管理の推進を図る必要がある
- ・食物アレルギー対策  
リーフレット等を使用し営業者に対して食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギーに対する取組を推進する必要がある
- ・レジオネラ対策  
旅館・ホテル、公衆浴場等の入浴施設における感染症防止対策の推進

### 目標指標

- ・旅館・ホテル等に対する監視回数 東部40回 国東5回
- ・旅館・ホテル等に対する講習回数 東部30回 国東3回
- ・イベント営業施設への講習会実施回数 東部 4回 国東3回
- ・HACCPの導入を指導する営業施設数  
東部700施設 国東100施設
- ・食物アレルギーに関する指導施設数  
東部700施設 国東100施設
- ・レジオネラ属菌検査の未実施営業者に対する文書指導(100%)

## 現状と課題

## Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

- ・地域連絡会で挙げられた地域課題の解決に向け、引き続き取組を推進するほか、ラグビーワールドカップが開催されることとなっており、環境の側面から関与していく「環境の視点からのおもてなし」を地域で考え、取組を進めていく必要がある。
- ・県民の環境意識を高め、主体的に行動する人材をはぐくむため、あらゆる世代や学校、地域など様々な場における環境教育を進める必要がある。
- ・当該地域は観光施設をはじめとする大規模な事業場が多く、これらから排出される水が公共用水域の水質悪化を引き起こすことのないよう継続的な監視が求められている。
- ・当該地域の生活排水処理率は、75.1%とほぼ県内平均レベルであるものの、全国平均(90.9%)より低く、生活排水対策を推進する必要がある。下水道が整備されていない区域において浄化槽の設置は有効であるが、浄化槽からの放流水質を良好に保つためには、浄化槽管理者が保守点検や清掃を適正に行い、法定検査を受検する必要がある。
- ・廃棄物の不法投棄や不適正処理は、依然として後を絶たない状況にあり、排出事業者や処理業者に対して立入を行い、廃棄物の不適正保管等について指導していくとともに廃棄物が捨てられやすい山間部等についての監視を強化していく必要がある。

## 保健所が実施すべき対策

- 1 「地域連絡会」を中心とした「環境の視点からのおもてなし」の取組
- 2 環境教育アドバイザーの派遣による環境教育の推進
- 3 事業場排水対策の推進  
立入検査計画に基づく監視・指導
- 4 生活排水対策の推進  
浄化槽の適正管理及び法定検査の受検指導
- 5 産業廃棄物の適正処理の推進  
巡回監視やスカイパトロール、ドローンを活用した廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の強化

## 目標指標

- 1 「地域連絡会」の東部及び国東地区での開催
- 2 環境教育アドバイザーの派遣回数  
(東部保健所8回、国東保健部8回)
- 3 立入計画に対する事業場排水監視・指導実施率  
(東部保健所、国東保健部 100%)
- 4 新規設置者に対する啓発文書の発送、指定検査機関から通報を受けた浄化槽法定検査未受検者及び不適正判定浄化槽に対する文書指導  
(東部保健所、国東保健部 100%)
- 5 産業廃棄物処理施設への立入調査、指導  
(東部保健所、国東保健部 管内全処理施設)